



島根県報

平成29年9月15日（金）

第2,938号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則 (砂 防 課) 2

【公 告】

平成29年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (薬 事 衛 生 課) 3

【特定調達公告】

島根県通送業務に係る随意契約の相手方等 (総務事務センター) 4

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 4

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 7

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し 7

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「災害復旧事業の適正な執行と工事の質的向上を図るため、その職員を派遣して必要な指導、監督及び検査を行うものとする」を「市町村長に対し、災害復旧事業の適正な執行について必要な指導及び助言を行うことができる」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 市町村長は、災害復旧事業の執行に関し、知事と緊密な連携を図るとともに、知事に対し、必要な指導及び助言を求めることができる。

第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条及び第12条を削る。

様式第1号2の表中 「 事 業 費 (国庫負担対象額) 」 を 「 国庫負担対象事業費 」 に改め、同様式3の表備考中「なお負担率」

差額、再調査差額の申請のときはこの表は必要ない。」を削り、同様式4及び5を次のように改める。

4 交付申請額の内訳

災 害 年 別	工種別	箇所数	国庫負担対象事業費	国 庫 負 担 金	摘 要
年災害					
	小 計				
	計				
年災害					
	小 計				
	計				

年災害				
	小計			
	計			
合計				
	小計			
	計			

備考 一般、特例を別欄とし、摘要欄に一般、特例を記入すること。

5 箇所別内訳

年災	査定番号	施設の名称	決定工事費	前年度までの施行済額	年度割当額					着手、竣工(予定)年月日	摘要	
					設計額	内 訳			精算見込額(工事雑費込)			国庫負担対象事業費
						工費	工事雑費	用地補償費				

様式第1号6を削る。

様式第2号2の表中 「 事業費 」 を 「 国庫負担対象事業費 」 に改め、同様式6を削る。

様式第3号から様式第7号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

平成29年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

1 4 12 14 15 17 21 22 23 25 30 31 35
 39 41 114 119 147

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

45 54 57 58 64 69 89 90 98 101 105 109 110
138 150 151 152 162

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県通送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年8月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本通運株式会社松江支店 支店長 属 敏宏 島根県松江市平成町182番9

5 随意契約に係る契約金額

178,093,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施についての公告を行った日

平成29年6月9日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年9月15日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年 3 月 1 日から平成35年 2 月28日まで

(4) 導入業務委託

入札説明書による。

(5) 委託期間

契約の日から平成30年 2 月26日まで

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年 9 月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年 9 月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(4)情報処理機器」又は営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は(1)、(2)、(4)及び(5)の要件を満たす者であり、かつ入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年 9 月15日（金）から同月27日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成29年10月10日（火）午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月10日（火） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 その他

詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract which builds the system which prevents organized crime in Shimane prefecture, and the leasing contract of the system.

(2) Bid tendering Date : October 10, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on October 10, 2017)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690 - 8510

選挙管理委員会告示**島根県選挙管理委員会告示第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年9月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,603 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 163,356 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 松江選挙区 | 56,469 |
| | 浜田選挙区 | 15,692 |
| | 出雲選挙区 | 47,578 |
| | 益田選挙区 | 13,408 |
| | 大田選挙区 | 10,174 |
| | 安来選挙区 | 11,206 |
| | 江津選挙区 | 6,849 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 12,752 |
| | 仁多選挙区 | 3,794 |
| | 邑智選挙区 | 5,590 |
| | 鹿足選挙区 | 4,066 |
| | 隠岐選挙区 | 5,805 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 163,356 |

島根県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、津和野町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年9月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
日原山村開発センター	津和野町日原22番地1	平成29年9月1日

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人峠田晃宏から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月15日

島根県監査委員 生 越 俊 一
同 岩 田 浩 岳
同 錦 織 厚 雄
同 後 藤 勇

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

北村倫夫 北海道札幌市中央区宮の森1条9丁目1-41-305

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで